

	<b>緊急事態宣言・緊急事態措置の期間延長を受けて 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	7月30日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>7月30日、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に、8月2日から31日までを期間とした緊急事態宣言を発出するとともに、東京都、沖縄県に発出している緊急事態宣言を8月31日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、8月31日までの間、以下のとおり対応する。9月1日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年7月30日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027